

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
人受理時の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者とします。
人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や 労働条件通知書等に記載されている 額)の50%(または500,000円)。 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間 が1年を 超える場合は最大1年間分)に支払わ れる賃金(内定書や 労働条件通知書等に記載さ れている額)の50%(または 500,000 ^{500,000} 円)。 上記のうちどちらか高い方とする。 <u>手数料負担者は求人者とします。</u>
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相 談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サー ビスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サー ビスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われ る賃金(内定書や 労働条件通知書等に記載され ている額)の50%(または500,000円)。 上記のうちどちらか高い方とする。 <u>手数料負担者は求人者とします。</u>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

11-ユ-301462

事業所の名称及び所在地

株式会社G r i t

埼玉県上尾市五番町12番地7-2階

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や 労働条件通知書等に記載されている 額)の50%(または500,000円)。 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間 が1年を 超える場合は最大1年間分)に支払わ れる賃金(内定書や 労働条件通知書等に記載さ れている額)の50%(または ^{500,000} 50,000 円)。 上記のうちどちらか高い方とする。 <u>手数料負担者は求人者とします。</u>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相 談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サー ビスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サー ビスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われ る賃金(内定書や 労働条件通知書等に記載され ている額)の50%(または500,000円)。 上記のうちどちらか高い方とする。 <u>手数料負担者は求人者とします。</u>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

11-ユ- 301462

事業所の名称及び所在地

株式会社Grit

埼玉県上尾市五番町12番地7-2階

